

「香美町犯罪被害者等支援条例」（令和3年4月1日施行）の概要

香美町防災安全課

1 犯罪被害とは

令和3年4月1日以降に発生した、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為によって、死亡又は全治1ヶ月以上の傷害を負うこと
※故意による被害であることとし、交通事故や労災事故などは対象外

2 町民とは

犯罪被害を受けた当時、香美町の住民基本台帳に記録されている者

3 犯罪被害者等とは

犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族で、犯罪行為が行われた時に町民であった者

4 支援の内容

(1) 相談及び情報の提供

犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

(2) 支援金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的な負担の軽減を図るため、支援金を支給します。

名称	遺族支援金	重傷病支援金
金額	30万円	10万円
要件	死亡	全治1ヶ月以上の重傷病
対象	被害者遺族	被害者本人

(3) 住居確保の支援

犯罪被害を受けたことにより、これまでの住居に住み続けることが困難になった場合に、転居費用や賃貸住宅家賃の一部助成を行います。

名称	賃貸住宅家賃の助成	転居費用の助成
金額	上限2万円	上限20万円
要件	2分の1/月額	1回限り
期間	1年以内	1年以内

(4) 日常生活の支援

犯罪被害を受けたことにより、日常生活に困難をきたす場合に、家事や介護を行うヘルパーの派遣、お子さんの一時保育に要した費用の一部助成を行います。

名 称	家事援助に要する費用の助成	一時保育費用の助成
金 額	2, 500円/時間	3, 000円/日
上 限	25時間	5日間
期 間	1年以内	1年以内

(5) 広報及び啓発

犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。

5 主な相談窓口

(1)香美町防災安全課（役場2階） ☎0796-36-1190（直通）

月～金（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

(2)（公社）ひょうご被害者支援センター（祝日・8/12～8/16、12/28～1/4は除く）

○犯罪被害全般 ☎078-367-7833

火・水・金・土 10：00～16：00

○性被害専用 ☎078-367-7874

月・火・水・金・土 10：00～16：00

(3)兵庫県警察本部被害者支援室 ☎0120-338-274

（通称：サポートセンター） 月～金（祝日・年末年始除く）9：00～17：45

(4)神戸地方検察庁被害者支援員室 ☎078-367-6135

（被害者ホットライン） 月～金（祝日・年末年始除く）9：00～17：00

(5)日本司法支援センター ☎0570-079714

（法テラス）

月～金曜日（祝日・年末年始除く）9：00～21：00/土曜日（祝日・年末年始除く）9：00～17：00

(6)兵庫県弁護士会犯罪被害者支援センター ☎078-341-8227

木曜日（祝日・年末年始除く）13：00～16：00 又は兵庫県弁護士会

☎078-341-7061（代）

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 香美町防災安全課
 TEL 0796-36-1190 FAX 0796-36-3809
 E-mail : bousai@town.mikata-kami.lg.jp